

RDAにおける電子資料に関する規定

古川 肇

はじめに

かつて電子資料の記述をめぐって、5年の間隔を置いて刊行された *ISBD(ER)*¹⁾ と『英米目録規則 第2版(以下「AACR2」) 2002年版』第9章²⁾との間には、少なからざる相違が見られた。それは図書館界がなお電子資料を扱いかねている段階にあることを物語るかのようであった。その後、時日が経過して昨2011年7月に、従来資料種別ごとに刊行されてきた *ISBDs* を一本化した *ISBD 統合版*³⁾ (以下「統合版」) が刊行された折に、筆者は、統合版の電子資料関係の規定を通覧し、特に往年の論点がどのように落ち着いたかを探った⁴⁾。小論はそれに次いで統合版よりわずかに先行して刊行された *RDA*⁵⁾ について、類似の作業を行おうとするものである。

以下、*RDA*における電子資料関連の規定を章節の順に辿ってゆくが(*RDA*などの条項番号を丸括弧内に示す)、説明の便宜上、順序を崩したところがある。また必要に応じて資料全般に関わる一般的な内容に言及する。なお、コア・エレメントなのか、容易に確かめられ識別または選択にとって重要と考えられるときにのみ記録するのか、といったいわば必須度については、特定のもの以外は触れなかった。

ところで、*RDA*では、統合版ほど電子資料に関する規定が明示されているわけではないため、筆者は*RDA* ルーズリーフ版に付されている索引中の特定の単語(*computer, digital, electronic, file, integrating, online*)を手がかりに関連規定の発見を試みたが、見落としを免れないと思われる。ご示教を待つ。

I. 「第2章 体現形および個別資料の識別」

1. 情報源

*RDA*はAACR2にはなかった優先情報源(*preferred source of information*)という用語を用いて情報源について規定している(2.2.2)。この用語は統合版と共通であるが、全資料を①1またはそれ以上のページ・枚・シート・カード(またはそのイメージ)から成る資料、②動画資料、③その他の資料に三分して規定している(2.2.2.2/2.2.2.4)点は、電子資料固有の優先情報源に関して規定した統合版(A.4.2.4)と大きく異なっている。

①に属する電子資料にはPDFなどがあり、情報源は具体的には標題紙、タイトル・シート、タイトル・カードの各イメージである。もしこれらのどれも存在しない場合は、以下の諸ソースのうち、タイトルを有する最初のを優先情報源とする。即ち、a)表紙、b)見出し、c)題字欄、d)奥付の各イメージ。もしこれらのソースにタイトルがない場合は、タイトルを有する、資料内のほかのソースを優先情報源とする。さらにもし資料に上記の特定された

どのソースもない場合は、資料自体を構成するほかのソース（例えば、解説などが該当すると思われる）を優先情報源とする。

②に該当する電子資料の例としてMPEG video fileが示されている。動画資料は、タイトル・フレームまたはタイトル・スクリーンを優先情報源とする。もしタイトル・フレーム等がない場合は、タイトルを有するレーベル（label bearing a title）、またはタイトルを含むテキスト形式で埋め込まれたメタデータ（embedded metadata in textual form that contains a title）の一方を使用する。さらにもし資料に上記のどのソースもない場合は、資料自体を構成するほかのソースを優先情報源とする。

③には多くの電子資料が属することとなるだろう。タイトルを有するレーベル、またはタイトルを含むテキスト形式で埋め込まれたメタデータのいずれか一方を情報源として選ぶ。もし資料にどちらのソースもない場合は、資料自体を構成するほかのソースを優先情報源とする。

全資料に共通する規定として、複数の優先情報源がある場合は、原則として最初に現れる情報源による（2.2.3）。ただし、異なる言語または文字の優先情報源は、以下の優先順位で選択する。即ち、a)本文の言語または文字、b)翻訳の言語または文字、c)原言語または文字、d)最初に現れる情報源。

同じく全資料に共通する規定として、必要な情報が資料自身から得られない場合は、以下のソースの一つから、この優先順位により選ぶ。即ち、a)付録（accompanying material）、b)容器、c)当該資料のほかの公表された記述（other published descriptions of the resource）、d)ほかの一切の利用できるソース（any other available source）。もし資料自身の外から得た場合、多くのエレメント（リストが掲示されているが省略）については、その事実を注記またはほかの手段（例：角括弧）によって示す。

統合版と同じく、ローカルアクセスの場合とリモートアクセスの場合とで、情報源を異ならせることはしない。

なお、従来ISBDsとAACR2に共通で統合版には継承されている規定の情報源（prescribed source of information）という概念は、RDAにはもはや存在しない。

2. タイトル、版表示など

RDAでは、一般にタイトルの誤表示（inaccuracies）は情報源に表示されているままに記録することとなったが、電子資料に多い更新資料の場合は、逐次刊行物とともにその本タイトルに関しては正確な形を記録し（2.3.1.4の例外規定）ありのままの形を注記する（2.20.2.4）。これはAACR2 2002年版での改訂を引き継いだものである。

ファイル名またはデータ・セット名（file name or data set name）は、それが資料中の唯一のタイトルでない限り本タイトルとはみなさない（2.3.2.1）という規定は、統合版（1.1.2）とほぼ同一である。

更新資料の本タイトルが、その情報源上に完全形と省略形で表示されているときは、逐次刊行物の場合とともに、完全形を採用し省略形はタイトル関連情報として記録する（2.3.2.5の例外規定）。これもAACR2 2002年版での改訂の継承である。

版表示に関する扱い (2.5.1) は統合版と大きく異なり、電子資料に固有の、新しい版とみなす場合とそうでない場合の境界に関する詳細な規定は存在しない。これは、既に AACR2 2002 年版と ISBD(ER)の間に存在した相違の再現である。電子資料の版に RDA を適用しようとするれば、優先情報源の場合と同じく、資料全般を対象とする規定に従うこととなる。それによると、RDA では異版であるかないかの判断は、edition, issue, release, level, state, update という語 (または各語に対応する非英語言語の同義語) が存在するか否か、または以下の状態であることを示唆する表示が存在するか否かによって決定する。a)内容の相違、b) 地理的範囲の相違、c)言語の相違、d)視聴者の相違、e)特定のフォーマット、f)内容と結びついた日付の相違、g)楽譜に対する特定の声域やフォーマット (2.5.2.1)。

しかしながら、筆者は、新しい版とみなす範囲の広狭以上に大きな問題があると考えている。それは、版表示を表現形のエレメントと位置付けるべきか否か、という問題である。イー (Yee, Martha M.) が提唱する、例えば“2nd rev. ed.”のような内容に関わる版表示は表現形に位置づけ⁶⁾、“large print ed.”のような内容に関わらない版表示のみ表現形に属させる方針が⁷⁾正しいと考えられる。

さて、第2章の末尾近くにDate of Viewing of an Online Resourceと題する、コア・エレメントに値する重要な注記があり (2.20.13.5)、例示の一部を引用すると次のようである。

Identification of the resource based on contents viewed on Oct. 21, 1999

Viewed on Jan. 13, 2000

Former title(as viewed Oct. 6, 1999): Washington newspapers database

なお、統合版にはリモートアクセスの電子資料はすべて公刊されたものとみなす、という規定があるが (A.2.2)、RDA にはこれに当たる規定が存在しないようである。

II. 「第3章 キャリアの記述」

1. 数量と大きさに関する規定 その1

表現形の形態に関するRDA第3章は、目録規則の構築上、注目に値する。なぜならば、AACR2 第I部が主として資料の物理的形態によって構築されていたのに、RDAではこの区分原理が廃止され、この方針転換の影響を最も強く受けるのが、本章だからである。

そこで、第3章の主要なエレメントである数量と大きさを概観すると、資料の数量は、簡略にはユニット数とキャリア種別 (後述) の組み合わせにより表現するが (3.4.1.3 例: 2 audiotape reels)、地図資料・楽譜・静止画資料・テキスト・三次元形態資料 (three-dimensional forms) については、その外で各々独自に規定される (3.4.2/6)。他方、大きさは、cardからvolumeまで形態の名称のアルファベット順に規定されるとともに (3.5.1.4.1/14)、一枚ものの地図等と静止画資料はそれと別に規定されている (3.5.2/3)。

全体として例外に比重がかかり過ぎているくらいはあるものの、よくこの程度にまで再構成し得たと評して良いであろう。数量と大きさについては、もう一度取り上げる。なお、「その他の形態的細目」という括りはなくなった。

電子資料の数量や大きさはこのような枠組みの中で記録されるわけである。

2. メディア種別とキャリア種別

全体现形は、メディア種別と称する区分により8種に区別される。区分原理は、読み取りあるいは視聴のための媒介機器である（機器を使用しない資料にはunmediated を当てる）。このメディア種別は、記録媒体のフォーマット（format of the storage medium）とキャリアの収納形態（housing of a carrier）により細分される。これをキャリア種別という。電子資料の場合、媒介機器は言うまでもなくコンピュータであり、キャリア種別は以下のとおりである（3.3.1.3）。これらは後述のように数量を記録する際の単位としても使用される。

computer card
computer chip cartridge
computer disc
computer disc cartridge
computer tape cartridge
computer tape cassette
computer tape reel
online resource

これを AACR2 2002 年版における「ファイルの数量（特定資料表示を含む）」（9.5B）に列挙されていた computer chip cartridge, computer disk, computer optical disc, computer tape cartridge, computer tape cassette, computer tape reel の6種類と比べると、最大の変化は online resource が追加されたことであり、この結果、2002 年版でリモートアクセスの電子資料については記録しないとされていた数量が、一転して記録されることとなったのは大きな改訂である（ただし特定の場合に限られる。後述を参照）。ここに online resource は RDA の用語集で“A digital resource accessed by means of hardware and software connections to a communications network.”と定義されている。この一文により判断すると、わが国でいつの間にか（？）使用されるようになった「ネットワーク情報資源」は、これと同義と考えて良いと思われる。

3. 世代、音響の特性

電子資料の世代を original, master, derivative master の3語を軸に、これら以外の語を使用したり、より詳細に記録したりできる（3.10.3）。ちなみに、世代を記録することが可能な資料には、ほかにオーディオ資料、マイクロ資料、映画フィルム、ビデオテープがある。

また音響の特性に関して、記録種別（type of recording）を analog か digital などで区別できる（3.16.2.3）。

4. デジタル・ファイルの特性

RDA中の電子資料関連の規定で、最も目立つのが標記の要素である（3.19）。これには、以下の要素・サブタイプ⁹⁾がある（3.19.2/3.19.7）ほか、地図的内容のデジタル表現（digital representation of cartographic content）という要素・サブタイプもある（3.19.8）。

ファイル種別
コード化形式
ファイル・サイズ
解像度 (resolution)
リージョナル・エンコーディング
伝送速度 (transmission speed)

1)ファイル種別とファイル・サイズ

特に注目されるのは標記の二者である。なぜなら、これらこそ一時期の AACR2 において第3エリアを構成していた要素だからであり、エリアの枠を撤廃した RDA での位置づけが問われるからである。この二つを中心に見れば、デジタル・ファイルの特性は、かつての第3エリアを拡充したものと言える。

そもそも電子資料の特性に関して、この資料を扱った AACR2 第9章の第3エリア (9.3) には、おそらく次のような目まぐるしい変転があった(「おそらく」としたのは、筆者は AACR2 のすべての版を披見できなかつたからである)。

- ① AACR2 初版 (1978)・・・規定なし。
- ② AACR2 1988 年版・・・File Characteristics Area
- ③ AACR2 2002 年版・・・Type and Extent of Resource Area
- ④ AACR2 2002 年版の 2004 年修正版・・・第3エリアから削除し 9.7B8 Type and Extent of Resource へ。

これらのうち、最後の改訂は、本来第3エリアが当該資料種別に特有のデータを記すところであるにもかかわらず、テキストなどのタイプは電子資料に限らないし、ファイルの内容的数量も電子資料に特有ではない⁹⁾ことに気付いたためと推察される。

まずファイル種別は、以下の6種類から一つまたは複数を選んで記録する。これらは後述のように数量を記録する際の単位としても使用される。

audio file
data file
image file
program file
text file
video file

統合版が *ISBD(CF)* に戻って *dataset* か *program* か両語の併記しか選択させなくなったのに比べて、多様な選択肢から選べるようにしている。さらに、これらの中に適切なものがないときは、代わりに別の用語を使用することができるほか、*streaming video file* のように詳細に記録しても良いとされている。なお、ファイル種別を後に述べる表現種別と混同してはならない。

ファイル・サイズは電子的な量をバイト数などで記録する。後述を参照。

2)ほかのエレメント・サブタイプ

今度は拡充された4つのエレメント・サブタイプを順に取り上げる。これらは AACR2 2002 年版にも統合版にも存在しない、RDA 独自のものである。

まずコード化形式については、次のリストが掲示されている。

Audio encoding formats

CD audio, DAISY, DVD audio, MP3, RealAudio, SACD, WAV

Data encoding formats

Access, Excel, Lotus, XML

Image encoding formats

BMP, GIF, JPEG, JPEG2000, PNG, TIFF

Spatial data encoding formats

Arc/info, BIL, BSQ, CAD, DEM, E00, MID/MIF

Text encoding formats

ASCII, HTML, Megadots, MS Word, PDF, RTF, SGML, TeX, Word Perfect, XHTML, XML

Video encoding formats

Blu-Ray, DVD-R, DVD video, HD-DVD, MPEG-4, Quicktime, RealVideo, SVCD, VCD, Windows media

表中には XML のように再出するものもある。表にないものは PowerPoint のように使用することが認められている。また DAISY 3.0 のようにバージョンを付加しても良い。なお、このリストの一部について、改訂案が RDA 開発合同運営委員会（以下 JSC）へ提出されている¹⁰⁾。

解像度は、画像の鮮明さを表現する要素で、ピクセル（画素）の数値によって 2048×1536 pixels のように記録する。

リージョナル・エンコーディングは、DVD ビデオディスクを対象に、その再生可能地域を限定するために制定された地域別コード（リージョナル・コード）を指し、region 4 とか all regions などと記録する。ちなみに日本には 2 が割り当てられている。

伝送速度は、ストリーミング・オーディオまたはストリーミング・ビデオの放送放映の速さで、32 kbps のように記録する。ただし、単位については JSC へ改訂案が提示されている¹¹⁾。

以上の4エレメント・サブタイプが AACR2 2002 年版には存在しなかったものであるのに反し、最後の地図的内容のデジタル表現は、AACR2 2002 年版第3章に登場した 3.3E. Digital graphic representation をほぼ踏襲する内容である。

さて、デジタル・ファイルの特性の次に位置する Equipment or System Requirement (3.20) は名称だけから判断すると、電子資料固有のエレメントのように見えるが、例示にはそれ以外の資料も含まれている。

5. 数量と大きさに関する規定 その2

再度、数量と大きさに触れる。まず両エレメントに関する通則的な規定を見ておこう。数量は当該資料が完全か全体の量が知られている場合にのみコア・エレメントとされ(3.4)、特にオンライン・リソースではこの場合にのみ記録する(3.1.5)。ここで強調する必要があるのは、*RDA* は、従来の目録規則と異なって、詳しくは資料の数量の記録をユニット(例えば冊)数とサブユニット(例えばページ)数との組み合わせによって表現させる、ということである(3.4.1.1)。ただし、後者は、容易に確かめられ識別または選択にとって重要と考えられるときにのみ記録する。なお、単冊の図書は、従来通りサブユニット数のみを記録する(規定はなく例示により推定)。大きさ(3.5)はコア・エレメントに属さない。

さて、*RDA* の電子資料の数量に関する規定は分散していて筆者にとって把握しにくく一部は既に触れたが、改めてここでこれらをまとめてみよう。*RDA* は電子資料の数量を次のように区分して記録させようとしている、というのが筆者の読み取りの結果である。

A. 物理的な数量

A.1 ユニットの数量とキャリア種別を記録する(3.4.1.3)。

1 computer disc

1 online resource

A.2 サブユニットの数量とファイル種別を、ユニットの数量とキャリア種別に続けて記録する(3.4.1.7)。ただしファイルの内容が特定の在来資料、即ち地図資料・楽譜・静止画像・テキストのイメージである場合は¹²⁾、それらに使用する単位(3.4.2/5を参照)を転用する(3.4.1.7.1, 3.4.1.7.5)。

1 computer disc(8 audio files)

1 computer disc(3 data files)

1 computer disc(1 audio file, 3 video files)

1 online resources(2 audio files, 1 video file)

.....

1 computer disc(184 remote-sensing images)

1 computer disc(xv pages, 150 maps)

1 online resources(36 photographs)

B. 電子的な数量・・・byte等を単位とするファイル・サイズを記録する(3.19.4)。

182 KB

6.6 MB

なお、ここで注目されるのは、サブユニットの数量を「丸括弧に包んでユニットの種別を示す語に続けて記録する。」(3.4.1.7)と規定していることである。これは紛れもなくシンタックスに踏み込んだ規定であり、*RDA* はことごとくシンタックスの規定を排除したわけではないようである。

大きさに関しては、電子資料が card, cartridge, cassette, disc, reel のいずれかの形態であれば、既述のように cards から volumes まで形態名のアルファベット順に排列した 3.5.1.4.1/14 の規定群のなかの、3.5.1.4.1/4 および 3.5.1.4.9 のいずれかを適用して記録する。

これらのうち、コンピュータ・テープ・リールは 31cm, 13 mm tape のように、まずリールの直径をセンチで、次いでテープの幅をミリで、コンマにより区切って記録する (3.5.1.4.9)。ここにもシンタックスの規定が見られる。

なお、数量と大きさについては、コンピュータ処理に適した方式として Aspect—Unit—Quantity モデルというものが、JSC の討議資料として提示された¹³⁾。

III. その他

「第4章 取得およびアクセス情報の提供」に、uniform resource locator (4.6) が登場したのは当然である。

さて、「第6章 著作および表現形の識別」における content type (6.9) を、筆者は旧稿で内心適訳とは思わぬまま「内容種別」と訳してきたが、本稿ではある研究者の示唆により「表現種別」と改めることとする。なぜならこの種別は内容あるいは主題とは無縁で、表現手段の種別であるからである。さて、電子資料に関する表現種別として、全23種のうちに cartographic dataset, computer dataset, computer program の3種が含まれている。だがこれらの種別が果して必要なのだろうか。今後考えたい。

最後に、RDAはその後半いわば第II部で、実体間の関連を網羅的に体系化している。このなかで電子資料が関与するのは、著作相互・表現形相互・体現形相互・個別資料相互の関連について規定したセクション8 (第24-28章) である。セクション5が著作から個別資料への縦の関連を扱うのと対照的に横の関連を扱うセクションである。そして付録Jに関連識別子が列挙されているが、そのなかの、体現形相互または個別資料相互を結ぶ等価の関連として、digital transfer と electronic reproduction がある (J.4.2, J.5.2)。前者はデジタル・フォーマット間の変換により、後者はアナログ資料のデジタル資料への複製により生じる関連である。

おわりに

目録規則の抜本的な改訂時に、併せて特定の資料に関する規定をも根本的に改変しようとする企ては、過去にもあった。『英米目録規則』第1版から AACR2 への改訂時における非図書資料の場合がそれである。当時は基本記入標目の選定が大きな争点となり、非図書資料のみを対象とした、著者基本記入・タイトル基本記入・一種の等価標目記入の各方式の目録規則が、相次いで登場し並び立つ、というある種の活気に満ちた事態が生じた¹⁴⁾。この争点は、AACR2において、選定は資料の形態とは独立して行う、という方針が確立されて落ち着いた、今回の争点は専ら記述に関わっている。これは、ネットワーク情報資源のような無形態・非所蔵の電子資料の出現と、形態は在来資料と同一でありながら内容はデジタル

化された電子資料の発生、という事情が主因と言えよう。今回も筆者が知らないだけで、どこかで独自の規則が編成され根本的な問題提起がされているかも知れず、規定が安定するにはなお時間を要すると思われるが、統合版と同じくRDAの改訂の内容はおおむね合理的と見ることができる。非図書資料のときと同じく、当初はとかく旧来資料との相違に目を奪われがちだが、次第にそれらとの共通性が認識されるようになり、それにつれて当該規則がほかの部分の規定と融和してゆく、という経過をたどりつつあり、電子資料の組織化の展望は開けていると言える。

注（最新アクセス日：2012-9-30）

- 1) *ISBD(ER) : International Standard Bibliographic Description for Electronic Resources* / recommended by the ISBD(CF) Review Group. 1997. x, 109 p. <<http://archive.ifla.org/VII/s13/pubs/isbd.htm#1>>
- 2) *Anglo-American cataloguing rules* / prepared under the direction of the Joint Steering Committee for Revision of AACR, a committee of the American Library Association ... [et al.]. 2nd ed., 2002 revision. 2004. 1 v. (loose-leaf)
- 3) *ISBD : International Standard Bibliographic Description* / recommended by the ISBD Review Group ; approved by the Standing Committee of the IFLA Cataloguing Section. Consolidated ed. 2011. xvii,284p.
- 4) 古川肇「ISBD 統合版における電子資料に関する規定」『資料組織化研究』61: 1-9. 2011.
<<http://ojs.info.gssc.osaka-cu.ac.jp/TS/index.php/TS/article/viewFile/64/102>>
- 5) *RDA : Resource Description & Access*, developed in a collaborative process led by the Joint Steering Committee for Development of RDA (JSC), representing the American Library Association and others. Chicago : American Library Association, 2010- v. (loose-leaf)
- 6) Yee , Martha M. The Yee Cataloging Rules: FRBRized Cataloging Rules with an RDF Data Model for the Semantic WEB. Presented to ALCTS FRBR Interest Group, ALA Annual 2010, Friday, June 25, 2010. p.13.
- 7) Yee , Martha M. Cataloging Rules. June 15, 2008 draft, rev. p.84-85. <<http://myee.bol.ucla.edu/catrul.pdf>>
- 8) この語については、次の文献を参照。RDA Scope and Structure (5JSC/RDA/Scope/Rev/4 1). 2009. p.3.
<<http://www.rda-jsc.org/docs/5rda-scoperev4.pdf>>
- 9) 吉田暁史、田窪直規、堀池博巳「記述対象と書誌記述－最近における国際的な目録研究および規則改訂動向をふまえて－」『図書館界』54(2):110-111 (2002.7)
- 10) American Library Association. Revision of RDA 3.19.3 for video encoding formats and addition of a new element for optical disc characteristics: 6JSC/ALA/16. 2012. 9p.<<http://www.rda-jsc.org/docs/6JSC-ALA-16.pdf>>
- 11) Australian Committee on Cataloguing. Revision of RDA 3.19.7.3, Recording transmission speed: 6JSC/ACOC/6. 2012. 2p. <<http://www.rda-jsc.org/docs/6JSC-ACOC-6.pdf>>
- 12) 該当する原文は次のとおりである。“If the resource consists of one or more files in a format that parallels a print, manuscript, or graphic counterpart(e.g., PDF)...”(3.4.1.7.1, 3.4.1.7.5)
- 13) American Library Association. Machine-Actionable Data Elements in RDA Chapter 3: Discussion Paper: 6JSC/ALA/17. 2012. 15p. <<http://www.rda-jsc.org/docs/6JSC-ALA-17.pdf>>
- 14) 古川肇「北米及び英国に於ける非図書資料の目録規則について」『Technical Services』10: 1-13. 1975.

(ふるかわ はじめ 近畿大学)

追記

本文に、「統合版にはリモートアクセスの電子資料はすべて公刊されたものとみなす、という規定があるが (A.2.2)、*RDA* にはこれに当たる規定が存在しないようである。」と記したが、やはり規定は存在せず、*RDA* 開発合同運営委員会 (以下 *JSC*) は、本年 11 月 5 日、"Consider all online resources to be published." との一文を第 2 章の **Publication Statement** に含める (2.8.1.1) ことを承認した。

また、*JSC* は同日、デジタル・ファイルの特性 (3.19) のエレメント・サブタイプである **transmission speed** (伝送速度) を **encoded bitrate** に改称した。ちなみに、ビットレートとは、単位時間あたりに何ビットのデータが処理あるいは送受信されるかを表す語である。

これらの情報は次のブログによる。なお、Attig はアメリカ図書館協会からの *JSC* メンバである。

Attig, John. Report of the Meeting of the Joint Steering Committee, 5 November 2012.

<http://www.personal.psu.edu/jxa16/blogs/resource_description_and_access_ala_rep_notes/> (最新アクセス日 : 2012-11-11)